

## 南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金交付要綱

平成26年6月20日

告示第130号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、体験型観光商品等開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「体験型観光商品等」とは、市の地域資源又は工芸技術を活用した体験メニュー等で、本市の魅力を効果的に情報発信できると市長が認めるものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、体験型観光商品等を通じて本市の魅力を発信するとともに、地域の活性化及び地場産業の振興を図るため、体験型観光商品等の開発及び商品化を行う個人及び団体（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 1つの体験型観光商品等の開発に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(補助対象団体等)

第4条 補助金の交付の対象となる団体等は、市内に事務所及び活動場所を有する宿泊事業者、飲食事業者、観光関係事業者等とする。ただし、次に掲げる団体等を除く。

- (1) 政治活動を行うことを目的とした団体等
- (2) 宗教活動を行うことを目的とした団体等
- (3) 暴力団及び暴力団員の統制下にある団体等
- (4) 市税の滞納がある団体等

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、補助対象団体等が3年以上継続して販売を行う意思があり、次に掲げるものとする。

- (1) 体験メニュー等を開発し、商品化するもの
- (2) 誘客に資する体験型観光商品の広報に係るもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの  
(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

- 2 他の補助金等の交付の対象とされる経費は、補助対象経費としない。
- 3 消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めない。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、同一年度内における同一団体等に対する補助金の額は、20万円を限度とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体等(以下「申請者」という。)は、体験型観光商品等開発支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請を受けたときは速やかに審査を行い、その結果を体験型観光商品等開発支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第10条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの変更が生じる場合は、別に定める期日までに体験型観光商品等開発支援事業変更(中止・廃止)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定者の名称及び組織構成等の変更
- (2) 事業期間の変更
- (3) 事業費の30パーセントを超える変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める変更

(事業の中止又は廃止)

第11条 交付決定者が事業を中止又は廃止しようとするときは、体験型観光商品等

開発支援事業変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、事業が完了した日から起算して15日以内に、体験型観光商品等開発支援事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 規則第14条に規定する補助金の交付は、体験型観光商品等開発支援事業補助金（概算払）請求書（様式第5号）による。この場合において、市長が事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の7割以内の額を概算払により交付することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、市の効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

別表別表（第6条関係）

経費区分	対象経費の説明
備品購入費	体験メニューの実施に必要不可欠なもの。 ただし、経常的な施設管理又は事務管理のための備品は対象外とする。
消耗品費	体験メニューの実施に必要不可欠なもの。 ただし、参加者の所有となるもの及び材料費は除く。
使用料及び賃借料	機器・設備のリース及び賃借料、会議室の使用料
印刷製本費	ポスター、パンフレット、チラシ等の広告

	資料製作費
委託費	雑誌・ウェブ・SNS等のメディアプロモーション費用、オンライン体験コンテンツ制作費用
その他市長が必要と認めるもの	事業の実施に必要な経費で、市長が必要と認める経費

【様式ファイルあり】

様式第1号（第8条関係）

南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

年度において南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金の交付を受けたいので、南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 関係書類

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）実施団体等概要説明書
- （4）市税の完納証明書
- （5）その他市長が必要と認める書類

事業計画書

事業テーマ（商品名）	
活用する主な地域資源 （地域特性、工芸技術等）	
事業の目的及び内容	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業スケジュール	
体験メニューの特徴及び 類似商品との比較	
体験メニューの販売方法等	
実施体制及び役割分担	
成果目標	
翌年度以降の事業展開	

収支予算書

(1) 収入

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先等
補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

(2) 支出

(単位：円)

経費区分	内容	補助対象金額	補助対象外金額※	摘要
備品購入費				
消耗品費				
使用料及び賃借料				
印刷製本費				
委託料				
その他市長が必要と認めるもの				
合計				
事業費合計				

※消費税及び地方消費税は、補助対象外金額になります。

補助金申請額の算定根拠

補助対象金額合計 × 2分の1 〔                      円〕 × 2分の1 ※1,000円未満切り捨て	円 (A)
上限額	200,000円 (B)
補助金申請額 ※上記の (A) 又は (B) いずれか低い金額	円



実施団体等概要説明書

ふりがな		ふりがな	
団体の名称		代表者名	
住所	〒	南砺市	
	電話	( )	FAX ( )
業 種			
従業員数	人		
ホームページ URL			
資本金 (出資金)	( 年 月期)	千円	
年間売上高	( 年 月期)		
主な営業 (生産) 品目			
団体等の沿革			
連絡担当者	(所属・役職)	(氏名)	
	(連絡が取れる電話番号)	(E-mail)	

【様式ファイルあり】

様式第2号（第9条関係）

南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

南砺市指令 第 号  
年 月 日

住所又は所在地

団体名

代表者氏名 様

南砺市長



年 月 日付けで申請のあった南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金について、南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

- 1 補助金の額 金 円  
(不交付の理由)
- 2 事業の目的及び内容
- 3 補助金の交付の条件  
実績報告書の提出

【様式ファイルあり】

様式第3号（第10条、第11条関係）

南砺市体験型観光商品等開発支援事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け南砺市指令 第 号により補助金交付決定の通知があった南砺市体験型観光商品等開発支援事業について、次のとおり変更したいので、南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金交付要綱第10条（第11条）の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額	変更前	金	円
	変更後	金	円
	比較	金	円の増・減額

2 変更の理由

3 関係書類

- （1）変更事業計画書
- （2）変更収支予算書
- （3）その他市長が必要と認める書類

変更事業計画書

事業テーマ（商品名）	
活用する主な地域資源 （地域特性、工芸技術等）	
事業の目的及び内容	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業スケジュール	
体験メニューの特徴及び 類似商品との比較	
体験メニューの販売方法等	
実施体制及び役割分担	
成果目標	
翌年度以降の事業展開	

※変更箇所について、変更前を（）書で記載すること。

変更収支予算書

(1) 収入

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先等
補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

(2) 支出

(単位：円)

経費区分	内容	補助対象金額	補助対象外金額※	摘要
備品購入費				
消耗品費				
使用料及び賃借料				
印刷製本費				
委託料				
その他市長が必要と認めるもの				
合計				
事業費合計				

※消費税及び地方消費税は補助対象外金額になります。

補助金申請額の算定根拠

補助対象金額合計 × 2分の1 〔                      円〕 × 2分の1 ※1,000円未満切り捨て	円 (A)
上限額	200,000円 (B)
補助金申請額 ※上記の (A) 又は (B) いずれか低い金額	円

※変更箇所について、変更前を ( ) 書で記載すること。

【様式ファイルあり】



様式第4号（第12条関係）

南砺市体験型観光商品等開発支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け南砺市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった南砺市体験型観光商品等開発支援事業を次のとおり実施したので、南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて提出します。

1 補助金額 金 円

2 関係書類

- （1）事業実績書
- （2）収支決算書
- （3）事業の内容がわかる写真
- （4）補助金対象経費に係る領収書等の写し
- （5）その他市長が必要と認める書類

事業実績書

事業テーマ（商品名）	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業内容	
事業成果 （体験人数等）	
今後の販売計画	

収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先等
補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

(2) 支出

(単位：円)

経費区分	内容	予算額	実績額	摘要
備品購入費				
消耗品費				
使用料及び賃借料				
印刷製本費				
委託料				
その他市長が必要 と認めるもの				
合計				

※消費税及び地方消費税を除いた金額を記入してください。

補助金申請額の算定根拠

補助対象金額合計 × 2分の1 〔                      円〕 × 2分の1 ※1,000円未満切り捨て	円 (A)
上限額	200,000円 (B)
補助金申請額 ※上記の (A) 又は (B) いずれか低い金額	円

【様式ファイルあり】

様式第5号（第13条関係）

南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金（概算払）請求書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け南砺市指令 第 号により補助金交付決定の通知があった南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金について、南砺市体験型観光商品等開発支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 円
- 2 受領済額 円
- 3 今回請求額 円

※概算払の場合は、概算払を必要とする理由も記入願います。

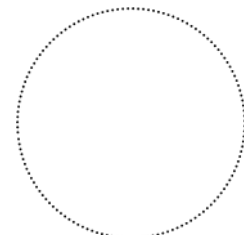
4 振込先

金融機関名		本支店名						
口座種別	当座 ・ 普通	口座番号						
(カタカナ) 口座名義人								

市使用欄

歳出科目（節） — — — —	請求日	<input type="checkbox"/>	検収印
	請求者	<input type="checkbox"/>	
支払予定日 年 月 日	支払額	<input type="checkbox"/>	
	口座番号	<input type="checkbox"/>	

受付印



様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第10条、第11条関係)

様式第4号 (第12条関係)

様式第5号 (第13条関係)